

工事施工中における受発注者間の情報共有システム（ASP）の利用に関する取り扱い

1 情報共有システム（ASP）の利用について

全国的に高速通信環境の整備が進展しており、国土交通省所管の土木工事においては受発注者間の情報共有システム(ASP)の活用を積極的に図っている状況です。

このことを踏まえ、岩手県農林水産部森林保全課が所管する工事では、発注者と受注者の情報共有の円滑化のため、情報共有システム(ASP)を受発注者間の協議の上で利用出来ることとします。

※ASP : Application Service Provider

※利用時のメリット

- ・インターネット経由で常時閲覧可能
- ・システムに入力することで、発注者と受注者のスケジュール閲覧共有が可能
- ・書類の保存空間のスリム化
- ・過去の書類をデータ検索可能
- ・打合せのための移動時間の縮減
- ・最終成果品として書類をまとめる作業の簡略化
- ・紙資料の作成費用の削減

2 利用可能な情報共有システム

国土交通省が平成 26 年 7 月に発出した「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 4.0)【要件編】」の要件を満たす以下のシステムとする。(下表は、平成 29 年 12 月 6 日時点のものであり、システム提供企業名と提供システムについては、システム提供企業の都合により、変更になることがある。)

番号	システム提供企業名	提供システム名
1	(一財)全国土木施工管理技士会連合会	JCM-ASP
2	株式会社アイサス	information bridge (インフォメーションブリッジ)
3	株式会社建設システム	工事情報共有システム
4	川田テクノシステム株式会社	basepage
5	株式会社建設総合サービス	電納 ASPer (読み仮名: デンノウエスパー)
6	株式会社現場サポート	現場クラウド for サイボウズ Office
7	東北インフォメーション・システムズ株式会社	工事監理官
8	日本電気株式会社	工事監理官
9	株式会社ビーイング	「BeingCollaboration」

3 工事発注時の情報共有システムに係る明示方法

特記仕様書に情報共有システム (ASP) の利用について明記する。契約後、工事打合簿により事前協議チェックシート〔情報共有システム (ASP)〕を用いて受発注者間で協議を行い、工事毎に情報共有システム (ASP) の可否を決定する。

4 情報共有システムの利用者

- (1) 発注者（岩手県）における利用者は、工事担当課の課長及び監督職員とする。
- (2) 受注者（県営建設工事受注者）における利用者は、工事を担当する技術者及び現場代理人等とする。

5 利用出来る機能

- (1) 工事基本状況管理機能
契約情報等、工事基本情報を入力し、確認可能とする。
- (2) 掲示板機能
工事に関する簡易的な質問・回答等の情報共有を行う。
- (3) スケジュール管理機能
工事の立会や臨場等の日程の調整に活用する。
- (4) 発議書類作成機能
書面による受発注者協議等をシステム上で行う。
- (5) 書類管理機能
工事書類をフォルダ分けして、体系的に管理する。
- (6) 工事書類等入出力・保管支援機能
システム上に保管したデータを保管管理するために外部保存する機能

6 情報共有システムにおいて活用する様式

「工事打合簿」、「材料確認願」、「段階確認書」、「工事履行報告書」、「確認・立会依頼書」については原則岩手県県土整備部共通仕様書内の様式とする。やむを得ない場合は、協議により別様式（国土交通省の様式に準拠したもの等）による対応を可能とする。

7 情報共有システムの利用料

森林整備保全事業設計積算要領に定められている共通仮設費率により算出される技術管理費に含まれているため積上げ計上は不要とする。

8 適用日

令和5年3月1日以降入札公告に付す工事から適用する。